

茅野市子ども・子育て支援事業計画

第2次茅野市こども・家庭応援計画

どんぐりプラン

後期計画

＜平成26年度～平成29年度＞



茅野市・茅野市教育委員会

第2次茅野市こども・家庭応援計画 どんぐりプラン 後期計画の策定に際して

平成22年度から平成29年度までの8ヶ年計画である「第2次茅野市こども・家庭応援計画 どんぐりプラン」を変化に対応しより一層充実した施策を展開する内容とするため、平成25年度に中間見直しを実施しました。

中間見直しは、こども・家庭応援会議内に設置した「どんぐりプラン見直し専門委員会」が担当し、国及び長野県の政策動向並びに前期4か年のどんぐりプラン取り組み状況について、4つの施策目標「学ぶ」、「支える」、「つなぐ」、「親育ち」に照らして検証・実施いたしました。

中間見直しの結果、第2次どんぐりプランに掲げる「基本理念」並びに「施策目標」に関しては、後期4か年に向け新たな計画の策定はせず、施策に関して「重点的に取り組む施策」並びに「新たに取り組む施策」を明確にしました。

第2次どんぐりプラン後期計画について

第2次どんぐりプラン後期計画は、4つの施策目標に基づきより一層の充実したどんぐりプラン推進のため、本編第2編第1章「現状と課題、施策の展開」へ中間見直しにより明確とされた「重点的に取り組む施策」並びに「新たに取り組む施策」を新たに加えました。

また、どんぐりプランを次世代育成支援行動計画とするために補足した「特定事業の定量的目標事業量（本編第2編第1章「5 関連事業に対する目標事業量」）」を、子ども・子育て関連3法により策定が義務づけられた子ども・子育て支援事業計画に移行し、「茅野市子ども・子育て支援事業計画」として併せて策定しました。

前期4か年の成果

第2次茅野市こども・家庭応援計画 どんぐりプランを継続し推進するため、「茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例」が制定されました、また、プランの推進と評価を目的に「茅野市こども・家庭応援会議」があわせて設置されました。

茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例

第2次茅野市こども・家庭応援計画 どんぐりプランを継続して推進していくための裏付けとし、また、子育てと教育に関する施策を一元的・一体的に推進する基本として「茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例」が平成25年1月に制定された。

この条例は、子どもとその家庭を支援・応援することについて基本理念を定め、安心して子どもを生き又は育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備して、子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現を目的としています。

茅野市こども・家庭応援会議

第2次どんぐりプラン第2編第2章「推進と評価」に掲げてある「茅野市こども・家庭支援会議の充実」を推進するため、「茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例」に「茅野市こども・家庭応援会議」の設置が明記され、平成25年2月14日に設置されました。

この会議は、子ども及びその家庭を継続的に支援し応援するため、どんぐりプランの推進に関して必要な事項を調査・審議することを目的としています。

茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例に基づく計画の推進

後期4か年においては、「茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例」に基づき、行政・保護者・学校・地域・市民・事業者が連携し本計画を推進します。

後期4か年に取組む重点施策と新たな施策

《施策目標1『学ぶ』》

子どもの成長のために、体験の機会の充実をはかります。

施策1-1 子どもの居場所づくりへの支援

茅野市こども館（0123広場、CHUKOらんどチノチノ）と地区こども館は、開館から概ね10年が経過しました。この間、それぞれの施設が、市民の皆さんからの様々なニーズにお応えし、子どもとその家庭を支援し応援するための施設として重要な役割を持つとともに、茅野市独自の「子どもの居場所施設」としての位置付けが確立されています。

平成25年4月には、こども館及び地区こども館の充実と活性化、居場所スタッフの資質向上等を進めるために、「こどもの居場所ディレクター」がCHUKOらんどチノチノに配置されました。

地区こども館は、開館から10年以上が経過し、社会情勢の変化等に伴い利用者のニーズに変化が見受けられます。今後は、現在までのこども館の運営等について検証を行い、どんぐりネットワーク茅野・各地区こども館運営委員会連携のもと、それぞれの地区に合った館の方向性や運営方法について検討し、地区の住民が集い子どもを中心とし世代間交流が行われ、子育てを地区全体で応援する活動の拠点施設として、さらなる充実・発展を目指します。

施策1-4 ~~子どもと大人とが対等な立場で向き合う場の提供と取組支援~~ こども未来プロジェクトの推進によるまちづくりへの参加

茅野市では、公民協働で取り組む「パートナーシップのまちづくり」の理念と手法により、まちづくりを進めています。しかし、子どもが市民の一員であるという認識は、子ども大人ともに薄いため、まちづくりに子どもの意見が反映される機会が少ない状態にあります。

そこで、子どもと大人がともに「子どもは市民の一員」である事を認識してまちづくりを進めるために、子どもが行政をはじめとした大人とともに本音・意見・アイデアを深め、自由に意見を発表し議論することが出来る場として、平成20年度から「茅野市こども会議」を開催しています。

平成25年度からは、「茅野市こども会議」をさらに発展させ「茅野市ぼくらの未来プロジェクト」がスタートしました。このプロジェクトは、より一層の「子ども目線」を重視した、子ども達の自主性・主体性・達成感を第一に考え、まちづくりについて日頃思い感じていることや、意見・アイデアなどを自由に話し合い、それを実現させていく中高生のプロジェクトです。

今後は、子どもも「市民」であるという認識の下、子どもと大人が茅野市の未来を創るパートナーとなり、子どもの参画による行政の施策化、まちづくりの必要性について大人が認識する機会を設け、子ども達の提案・提言を精査し具現化するシステムの構築を目指します。

施策1-7 基礎的・基本的な知識及び技能の習得とその活用を図る

国の第2期教育振興基本計画では、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的な方向性と位

置付けています。「社会を生き抜く力の養成」の基本施策の1つとして、「豊かな心の育成」があり、体験活動や読書活動、生徒指導等の充実を図ることとしています。こうした学校の取組に対して、市民と行政が協力し、児童・生徒が持っている個性を十分にいかせるように支援・応援をしていきます。

また、基礎的・基本的な知識及び技能が身につけていない児童・生徒のつまずきを補完する場や人員体制の整備ならびに家庭環境に問題を抱えている児童・生徒に対する家庭環境安定のための支援・応援をしていきます。

世界に誇る高い縄文文化を育てた茅野市において、縄文人のたくましさ（自立）、やさしさ（協働）、高い生活力と芸術性（創造）などの、縄文時代の共存・共生の精神にふれる生き方学習である「縄文科」により、地域のことを一番知っている市民・地域が学校と協力し、生まれ・育った郷土である茅野市に誇りを持てる子どもの育成を目指します。

なお、道徳教育・人権教育・福祉教育・平和教育等について、学校・家庭・地域におけるより一層の推進を図ります。

《施策目標2『支える』》

問題に対する取組として、助けを必要としている人（家庭）への支援を行います。

施策 2-1 発達障害の早期発見と家庭への支援

発達支援センター設置による発達障害の早期発見と家庭への支援

児童福祉法の改正により障害児支援の強化が図られ、児童福祉法の障害児通所施設は児童発達支援センターとなり、通所支援機能と障害児の相談支援等の地域支援を担うこととなりました。現在、茅野市における「母子通園訓練施設やまびこ園」は、まさに児童福祉法における児童発達支援センターの役割を担っており、十分にその機能を果たしています。

平成 26 年 4 月に心身の発達に支援を必要とする子ども及びその保護者・家族等が相談できる拠点として「茅野市発達支援センター」が設置されました。この発達支援センターは、乳幼児期から青年期・成人期までの発達状況に応じて、保健・医療・福祉・教育・就労などの各専門分野と連携して、総合的かつ継続的な支援を行っています。

今後、発達支援センターは、発達障害者などへの支援体制の構築、発達相談、発達障害の理解と普及等を積極的に図ります。

施策 2-4 要保護児童（虐待問題等）への対応

子どもの虐待防止のためには、子どもを取り巻く地域全体での体制が必要となります。子どもが自ら保護を求めることは少ないことから、周りの大人が気付き、こども課や保健福祉サービスセンター、学校、警察、児童相談所等へ通報するネットワークづくりが重要です。

茅野市では、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」を平成 17 年から「茅野市こども・家庭支援会議」が兼ねて対応していましたが、この会議は、どんぐりプランの推進を行う会議であったため会の役割を見直し、平成 25 年 1 月茅野市要保護児童対策地域協議会を単独で設置しました。

今後も、子どもの虐待防止並びに虐待を受けた児童に対する支援体制の強化のため、茅野市要保護児童対策地域協議会の充実を図り、広報活動や予防・対策活動に積極的に取り組みます。

施策 2-6 こども・家庭応援センターの機能の充実

こども部の役割と更なる充実

生命がお腹に宿ったときから 18 歳までの子どもとその家庭を総合的・継続的に支援・応援するため、また、子どもに関するすべての相談に応じることができるワンストップ相談窓口として、平成 14 年 4 月に「こども・家庭応援センター」が設置されました。

このセンターは、行政組織内の福祉分野と教育分野との連携をはかるため、保健福祉部と教育委員会で組織し、相談窓口や情報の集約により、問題を抱えた方の負担軽減を図っていましたが、平成 24 年 4 月に、教育委員会事務局内へ「こども部(こども課・幼児教育課・学校教育課)」が設置され、子どもに関わる業務が一本化されました。

こども部は、「こども・家庭応援センター」の機能をそのまま引き継ぎ、子育て・教育を一元的、一体的に取り組む組織であり、子どもの育ちを行政の縦割りで分断せず、子どもが生まれる前から 18 歳になるまでの一貫した施策の実現を図っています。

今後は、こども部が更に充実し、「茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例」を基本として、第 2 次こども・家庭応援計画(どんぐりプラン)の「学ぶ」「支える」「つなぐ」「親育ち」の施策を積極的に推進することで、子育て、教育、親育ちを通して人間として生きる姿勢の形成をめざすため、一層の充実した支援・応援を行います。

新 施策 2-7 ニート・ひきこもりにならないための支援

【こども課(主管課)、学校教育課、地域福祉推進課、保健課、保健福祉サービスセンター】

国では、平成 21 年 7 月「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、翌年 7 月には子ども・若者育成支援施策の指針「子ども・若者ビジョン」が作成され、長野県では、この子ども・若者育成支援推進法への対応等を図り、全ての子ども・若者が健やかに育ち、支援を必要とする子ども・若者を支える仕組みを整備するため、「長野県次世代サポートプラン」を策定しました。

ニート・ひきこもりになってしまう原因は、社会的環境や家庭環境、本人の性格など多くの要因が絡んでいますが、その一つに不登校が関連付けられます。茅野市においては、平成 25 年 4 月に「スクールソーシャルワーカー」1 名を学校教育課に配置し、不登校等困難を抱える子どもとその家庭が置かれた環境への働きかけのため、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整を行っています。

今後、茅野市としても、家庭教育カウンセラー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家による相談体制を充実させ、また、教育委員会と健康福祉部が設置している相談窓口での情報を共有し、支援が必要な子ども・若者に対して相談から自立に至るまでの継続的な支援体制を充実させます。

また、ニート・ひきこもりにならないために、行政・学校・地域・家庭・関係する機関が連携し、基礎学力の定着、人間関係を築く力、社会性・公共の精神等の「生きる力」を育む施策を推進します。

《施策目標 3『つなぐ』》

すべての子どもたちへ総合的な支援を行うため、人と人を結ぶ仕組みづくりの推進を図ります。

施策 3-1 相談窓口の充実

平成 23 年 4 月に、こども・家庭応援センターの相談体制の強化を図るため、こども課こども・家庭支援係から「こども・家庭相談係」を独立させ、係内に保健師 1 名を配属し設置されました。

今後も、こども・家庭相談係が核となり相談窓口での情報を共有することで、教育委員会と健康福祉

部が更に連携し相談支援を進め、家庭教育カウンセラー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家による相談、こども・家庭応援体制及び教育相談体制を強化・充実させ、乳幼児期から青年期までを切れ間なくつなぐ支援体制の充実を図ります。

施策 3-3 保育サービスの充実と継続

質の高い幼児期の教育・保育の充実と継続

幼児期の教育・保育を通じ、人間形成の基礎となる豊かな心と望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、乳幼児期の発達の特長や発達過程を考慮し、一人一人を尊重した援助を行います。また、働く親（家庭）に対する支援のための支援事業を継続して行います。

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」を受け、「茅野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の充実と継続を図ります。

施策 3-4 情報教育への取組

家庭・学校・地域が協力し正しく情報を活用する能力の育成と、ケータイ・インターネットに関する問題を解決するため、平成 22 年度に茅野市ケータイ・インターネット問題検討会議が設置され、会議内に 3 つの作業部会（ネットリテラシー、モラルアップ、子どもセーフティネット）を設け活動しています。

平成 24 年度には、保護者にケータイ・インターネットの現状、危険性などを訴え、どうしてケータイが必要なのか、ルールやマナーはどのように守れば良いのか、トラブルや問題を引き起こさないためにはどうしたら良いのかなどについて、親子で考えるきっかけを作るための啓発冊子「ケータイ・インターネットを正しく、安全に使うために」が作成されました。

発展し変化し続ける情報化社会においては、指導するべき保護者（大人）がその変化についていけない状況にあります。今後は、子どもとその保護者に対して、情報ネットワークを正しく利用することができる能力を身につける「リテラシー教育」や情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身につける「モラル教育」を実施し、正しく情報を活用する能力の育成を推進します。

施策 3-6 家事・子育て等の有償支援システムの構築（ファミリー・サポート・センター事業への取組）

現在、ファミリー・サポート・センター事業を社会福祉協議会がシャララほっとサービス事業の子育て支援として実施していますが、協力会員に限られているため等の理由で利用の希望・要望に対応できていない状況にあります。

今後は、茅野市がファミリー・サポート・センター事業の運営主体となり、一時預かりや送迎等多くの利用希望に応えるため、協力会員の確保に努め平成 28 年度実施に向け取り組みます。

⑨ 施策 3-7 少子化対策における子育て環境の充実

[こども課（主管課）、幼児教育課、学校教育課、保健課、保健福祉サービスセンター]

日本は、平成 20 年に人口減少に転じ、茅野市においても、平成 20 年 11 月の 57,406 人をピークに人口が減少をしています。少子化の要因としては、初婚年齢の上昇にみられるように結婚・出産に対する若い世代の価値観の変化、地方から大都市圏への若年層の流出、雇用環境の悪化、出産育児に対する家族や地域のサポートの弱さ等によるものと考えられます。

茅野市においては、どんぐりプランに基づき、こども館や地区こども館の設置をはじめとするハード・ソフトの両面から、安心して子どもを生き育てることができるまちづくりを進めてきました。

今後は、出産時や子育て時期の保健制度や保育料多子減免制度等の経済的支援について具体的に検討

し、また、長時間保育、ファミリーサポート事業と子育て支援策の充実を図り、具体的に人口が増加するような施策の実施を検討します。

また、住みたくなる魅力あるまちづくりを推進し、CHUKOらんどチノチノにおけるこども運営委員やこども未来プロジェクトへの参加等により、子どもが主体的にまちづくりに関わる機会を積極的に設け、大人になっても住みたくなる「まち」を、次代を担う子どもと共に目指します。

⑧ 施策 3-8 幼保小連携教育・小中連携一貫教育の推進

[幼児教育課（主管課）、学校教育課（主管課）]

「21世紀を切り開く心豊かでたくましく、やさしい、夢のある人育ちの茅野市教育」を実現するために、同一地域で育ち学ぶ子どもたちについて幼保小中の教育期間中は、同じ願いに立った教育活動を展開し、「人育ちの茅野市教育」の具現を目指す事が重要です。

幼保小連携では、幼保園での「遊びをとおした学び」から小学校での「教科中心の学び」への円滑な接続により、生きる力を育むため、幼保小連携推進計画を策定して、幼保園・学校・家庭が相互理解を深めながら接続期における子どものゆるやかで連続的な育ちを推進します。

小中連携では、各中学校区単位の小中学校間において、「目指す子ども像」を地域の教育特性に配慮し、共に作り上げ、教育実践の方向を共有していくため、共有された目指す子ども像を根底に中学校区単位の教育計画を作成し、この計画をもとに各学校においては「学校目標具現の柱」を構築し、小中連携を強めた教育実践を推進します。

《施策目標4『親育ち』》

子どもを取り巻く大人と地域の成長のために、親育ち（地域育ち）への支援を行います。

施策 4-5 親育ちを支える場の提供と親育ちへの支援

少子化や核家族化の影響により親が子どもと関わる機会が減少し、子育てを学ぶことなく親となる家庭が増えています。

こうした結果、子どもへの虐待や子どもの問題行動といった二次的問題が増加しているため、「親を育てる」・「親が育とうとすることを支援する」ことは、子どもの健全な成長のために必要となっています。

今後は、子どもと親との関わりを見つめ直す「親教育」への取組を推進し、NPプログラム等の親支援事業や保育園における一日保育士体験事業の更なる充実を図ります。

茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 子どもを育むための役割（第4条―第9条）

第3章 子ども及びその家庭への支援及び応援（第10条―第20条）

第4章 計画の策定及び推進（第21条・第22条）

第5章 こども・家庭応援会議（第23条―第27条）

第6章 雑則（第28条）

附則

私たち市民は、次代を担う子どもたちが、

「少しの困難にあってもへこたれない、たくましく生きる力を持った子ども」

「命を大切にして、相手のことを思いやれるやさしい心を持った子ども」

「一人ひとりが自分の夢を持って、それに向かって努力する子ども」

に育ってほしいと願っています。

そのために、私たちは、子どもたちが茅野市の豊かな自然と文化の中で様々な体験を積み、人と人との交流を通してお互いの個性を認め合い、生きる力と感謝の心を育てていくことを応援します。

さらに、子育てに責任を持って関わることで、親や周りの大人も成長し、大きな喜びや感動を得ることが大切なことだと考えます。

全ての市民が、安心して子どもを生み育てることができるまちづくり、少年・少女時代を過ごせてよかったと思えるまちづくりを進めます。

ここに、茅野市民の宝である子どもたちが、「たくましく、やさしい、夢のある子ども」に育つことを願い、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子ども及びその家庭を支援し、及び応援することについて、基本理念を定め、安心して子どもを生み、又は育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内に滞在する者をいう。
- (2) 子ども 市民のうちおおむね18歳以下の者をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (4) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 支援 市が子どもを育むための政策を総合的かつ計画的に実施することをいう。
- (6) 応援 市、市民、地域、事業者等(以下「市等」という。)が相互に連携して、子どもを育むための取組を実施することをいう。

（基本理念）

第3条 市等は、次に掲げる事項を基本として子ども及びその家庭を支援し、及び応援するものとする。

- (1) 子どもの権利及び利益を尊重し、学習、体験等を通じて人格の形成に取り組むこと。
- (2) 子ども及び子どもを生み、又は育てようとする者に必要なサービスの充実に向けて取り組むこと。
- (3) 保健、医療、福祉、保育、教育その他の子どもに関するあらゆる分野において、相互に連携し、及び協力すること。
- (4) 保護者が子育ての最も重要な責任を有するとの認識の下に、子育ての意義について理解し、子育てに伴う誇り及び喜びをより深められるようにすること。

第2章 子どもを育むための役割

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、子ども及びその家庭への支援を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の規定による支援をするに当たっては、保護者、学校等（保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校をいう。以下同じ。）、地域の住民、地域の関係団体、事業者その他の市民との総合的な調整を行うことにより、協力体制を構築するものとする。

3 市は、前項の規定による調整に当たっては、必要に応じて国及び長野県に協力を求めるものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもが育ち、人格を形成する上で最も大きな役割を担っていることを自覚し、子どもとのふれあいを大切にし、自らが子育ての意義について理解を深め、子育てに伴う誇り及び喜びをより深められるように努めるものとする。

2 保護者は、子どもが基本的な生活習慣、社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身に付けることができるように自らが範を示すとともに、豊かな人間性を育むことができるように努めるものとする。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、集団生活を通じて、社会性、基礎学力、考える力、創造力等を子どもの心身の発達に応じて身に付けさせることができるようにするとともに、子どもが自ら学び、遊び、夢を持って将来への可能性を開いていくために、子育てをしている家庭及び地域と協働して教育を推進するものとする。

2 学校等は、積極的に教育活動等の内容を公表し、地域に開かれた体制の整備及び地域との協働による運営に努めるものとする。

(地域の役割)

第7条 地域の住民及び地域の関係団体は、子育てを地域全体で取り組まなければならない課題と捉え、子ども及びその家庭を応援することに積極的に関わり、地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、安心して子どもを生み、又は育てることができる社会の実現に資するため、あいさつの励行、地域の行事への参加等を通じて、良好な地域社会の形成に努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、その雇用する労働者が子どもとの関わりを深めることができるように配慮するとともに、学校等又は地域が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するように努めるものとする。

2 子どもを雇用している事業者は、その健康の保持及び成長に十分に配慮するものとする。

第3章 子ども及びその家庭への支援及び応援

(教育環境の整備)

第10条 市は、子どもが豊かな人間性を育み、たくましく生きる力を身につけることができるように、適切な教育環境の整備を推進するものとする。

(読書活動の推進)

第11条 市は、読書活動が子どもの豊かな心を育むために大切なものであり、かつ、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことができるように、その活動を推進するものとする。

(食育の推進)

第12条 市は、子どもが健全な食生活に必要な知識及び判断力を身につけるとともに、食に関する感謝の念や理解を深め、豊かな人間性を育むように、子育てをしている家庭、学校等及び地域において、食育の推進に努めるものとする。

(子どもの健康の保持増進)

第13条 市は、子どもの心身の健康の保持増進を図るため、健康教育、健康診査等の充実を図る

ものとする。

(子どもの社会参加の促進)

第14条 市は、子どもが社会の一員としての責任を果たせるように社会参加をする機会を拡充し、子どもの意見が適切に社会に反映される環境の整備に努めるものとする。

2 市は、子どもの個性を伸ばし、人間性を豊かにする文化的・社会的活動に子どもが参加し、体験することができる場を確保するように努めるものとする。

(福祉意識の醸成)

第15条 市は、子どもが全ての人を思いやる心を育むことができるように福祉意識の醸成に努めるものとする。

(子どもに安心・安全なまちづくりの推進)

第16条 市は、子どもが緑あふれる恵まれた自然に囲まれ、健やかな成長ができ、かつ、安心して過ごすことができるまちづくりを推進するものとする。

2 市は、子どもを犯罪、交通事故、いじめ、児童虐待等の被害及び子どもを取り巻く有害な環境から守る活動等の推進により、子どもが健やかに成長することができる安全で良好な環境づくりに努めるものとする。

(子育てをしている家庭への支援)

第17条 市は、保護者の多様な就労形態に対応するとともに、積極的な社会参加を支援し、並びに仕事及び子育ての両立を図るための総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、子育てに関する多様な需要を的確に把握し、必要な保育サービス、放課後における児童の健全育成を図る事業等を実施するものとする。

(相談体制の充実)

第18条 市は、子どもに関する相談を行う機関、市民団体等と密接に連携し、子どもの健やかな成長及び子育てに関する総合的な相談の体制の充実を図るものとする。

(市民等の応援)

第19条 保護者、学校等、地域の住民、地域の関係団体、事業者その他の市民は、市の行う支援に協力するよう努めるとともに、それぞれの役割に応じ、子どもを育むための取組を行うものとする。

(連携及び協働)

第20条 市等は、子ども及びその家庭を支援し、及び応援するため、それぞれの取組を行うに当たっては、相互に連携し、及び協働して行うものとする。

第4章 計画の策定及び推進

(計画の策定等)

第21条 市は、子ども及びその家庭を支援し、及び応援することに関する計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、計画の策定に当たっては、企画・立案段階から市民の参画により策定するものとする。

3 市は、計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 市は、計画を効果的に推進するため、その評価を行い、必要があると認めるときは、見直しをするものとする。

(ネットワークの構築)

第22条 市等は、子ども及びその家庭を支援し、及び応援するためのネットワークを構築し、計画を推進するものとする。

第5章 こども・家庭応援会議

(設置)

第23条 子ども及びその家庭を継続的に支援し、及び応援するため、茅野市こども・家庭応援会議(以下「応援会議」という。)を設置する。

(任務)

第24条 応援会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第21条の規定に基づき策定された計画の推進に関し必要な事項を調査し、及び審議すること。

- (2) 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第2条に定める事務に関すること。
(応援会議の組織等)

第25条 応援会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係市民団体を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の委員又は職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員(前項第3号の委員を除く。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 応援会議に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 応援会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門委員会)

第27条 応援会議に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定され、運用されている茅野市こども・家庭応援計画については、第21条の規定に基づき策定されたものとみなす。

(茅野市青少年問題協議会条例の廃止)

3 茅野市青少年問題協議会条例(昭和56年茅野市条例第30号)は、廃止する。

茅野市子ども・子育て支援事業計画

1 計画策定の趣旨

国は、急速な少子化の進行や、家庭や地域の子どもを取り巻く環境の変化を考慮し平成 24 年（2012 年）8 月に子ども・子育て関連 3 法を成立させました。この法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度（2015 年度）から本格的にスタートするにあたり、市は、子ども・子育て支援事業計画を策定することとなりました。

この計画は、「第 2 次茅野市こども・家庭応援計画 どんぐりプラン」の中に位置づけてまいります。

なお、子ども・子育て関連 3 法により、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。茅野市では、本計画が次世代育成支援行動計画の地域における子育て支援の定量的目標事業量を引き継ぐ計画として位置づけてまいります。

計画では、質の高い幼児期の学校教育・保育および地域の子ども・子育て支援を推進し、量の見込みや提供体制の内容を定めることで、保育・教育事業の推進を図ります。

2 計画期間

平成 27 年～平成 31 年の 5 か年とします。ただし、どんぐりプランの計画期間が平成 29 年度で終了するため、平成 30 年以降の計画については、第 3 次どんぐりプランの策定にあたり計画を見直すことがあります。

3 事業計画

(1) 教育・保育提供区域の設定

茅野市全域を 1 つの教育・保育提供区域とします。

(2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育を必要と利用する子どもについて、3 つの認定区分（注 1）が設けられ、これに従って教育・保育給付を、教育保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）、地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業内保育・居宅訪問型保育）の中で行います。

（単位：人）

茅野市全域	27 年度			28 年度			29 年度			30 年度			31 年度			
	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	
①量の見込み	359	1,126	424	355	1,082	454	351	1,111	456	339	1,122	461	328	1,130	457	
②確保方策	教育保育施設	0	1,896	696	0	1,896	696	0	1,896	696	0	1,896	696	0	1,896	696
	確認を受けない幼稚園	150	0	0	150	0	0	150	0	0	150	0	0	150	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	▲209	770	272	▲205	814	242	▲301	785	240	▲189	766	235	▲178	766	239	

（注 1）1 号：3 歳以上教育標準時間認定
2 号：3 歳以上保育認定
3 号：3 歳未満保育認定

【事業の方策】

既存の保育園、幼稚園等の教育保育施設で、全員の受け入れが可能となります。

将来的にも待機児童が見込まれないことから、現在の保育の質を維持し、子どもにとって環境のいい園生活を保障するために、既存施設で全員の受け入れを行います。

1号認定の子どもの入所の対応について、保育園への入園希望者は、特別利用保育を受ける子どもとして受け入れを行います。

既存保育園の認定こども園への移行について、平成27年度から検討を始めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①時間外保育事業

保護者の就労状況等により、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて、保育園等において保育を実施する事業です。

・午後7時まで実施する箇所数 (単位:人)

茅野市全域	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	112(8か所)	111(8か所)	110(5か所)	109(5か所)	107(5か所)
②確保方策(か所)	359(8か所)	356(8か所)	352(5か所)	349(5か所)	345(5か所)
②-①	247	245	242	240	238

【事業の方策】

現在8か所で実施していますが、新規事業や継続事業の充実を図るため、利用者の少ない施設の統廃合を進めます。

・午後6時30分まで実施する箇所数 (単位:人)

茅野市全域	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	211(8か所)	209(7か所)	207(9か所)	205(8か所)	202(8か所)
②確保方策(か所)	211(8か所)	209(7か所)	207(9か所)	205(8か所)	202(8か所)
②-①	0	0	0	0	0

【事業の方策】

現在9か所で実施していますが、新規事業や継続事業の充実を図るため、利用者の少ない施設の統廃合を進めます。

②放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、こども館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

低学年 (単位:人)

茅野市全域	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	435(13か所)	423(13か所)	419(13か所)	409(13か所)	401(13か所)
②確保方策(か所)	500(13か所)	500(13か所)	500(13か所)	500(13か所)	500(13か所)
②-①	65	77	81	91	99

【事業の方策】

現在行っている13か所の学童クラブを継続して運営していくことで、低学年における学童クラブの希望者の受け入れが可能です。

高学年

(単位:人)

茅野市全域	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	201	190	199	196	191
②確保方策(か所)	633(10か所)	633(10か所)	633(10か所)	633(10か所)	633(10か所)
②-①	432	443	434	437	442

【事業の方策】

茅野市が目指す「たくましく、やさしい、夢のあるこども」における「たくましさ」を育む観点から、高学年児童に対する保育は実施せず、市内10地区にある地区こども館の継続活用による、安全で安心な居場所を提供します。本のある屋根付き公園として、自ら考え、学び、遊ぶ、高学年児童の自立力の形成と子育てを応援します。

③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(単位:人)

茅野市全域		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保方策 (か所)	ショートステイ	0(0か所)	0(0か所)	0(0か所)	0(0か所)	0(0か所)
	トワイライトステイ	0(0か所)	0(0か所)	0(0か所)	0(0か所)	0(0か所)
②-①		0	0	0	0	0

【事業の方策】

利用希望はありませんでしたが、必要に応じ検討していきます。

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位:人日)

茅野市全域	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	24,068(22か所)	24,092(22か所)	23,369(22か所)	23,201(22か所)	22,041(22か所)
②確保方策(か所)	24,068(22か所)	24,092(22か所)	23,369(22か所)	23,201(22か所)	22,041(22か所)
②-①	0	0	0	0	0

【事業の方策】

0123広場、家庭教育センター等における育児相談や、各種講座、未就園児が気軽に利用できるスペースの開放の実施。市内全保育園・幼稚園・認定こども園で行う育児相談、未就園児交流や、園庭開放を行います。

なお、事業の企画段階で希望者（参加者）を集約して実施するため、量の見込み及び確保方策が同数となっています。

⑤一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、幼稚園、認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり必要な保護を行う事業です。

・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

(単位:人日)

茅野市全域	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	3,098	3,048	3,098	3,097	3,097
②確保方策	3,440	3,386	3,440	3,440	3,440
②-①	342	338	342	343	343

【事業の方策】

幼稚園在園児を対象として、教育標準時間以降の一時預かりを実施します。在園児を対象とした事業であるため、全員の受け入れが可能です。

・保育園における一時預かり

(単位:人日)

茅野市全域	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	3,973(3か所)	3,962(3か所)	3,896(3か所)	3,896(3か所)	3,683(3か所)
②確保方策(か所)	5,040(3か所)	5,040(3か所)	5,040(3か所)	5,040(3か所)	5,040(3か所)
②-①	1,067	1,078	1,144	1,144	1,357

【事業の方策】

市内3保育園において、急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせ、一時的な保育を必要とする児童に対し保育を行います。

平成27年度は、米沢・小泉・宮川第二保育園で実施する予定ですが、平成29年度からは、宮川第二保育園を宮川保育園に変更する予定です。利用時間は8時間ですが、必要に応じて時間の延長も検討します。

⑥病児病後児保育

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。児童が病気または病気回復期にあり、保育園等に登園できない期間、医療機関に併設した「おやすみ館」で児童を預かり、保育を行います。

(単位:人日)

茅野市全域	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1,363	1,339	1,367	1,370	1,371
②確保方策	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
②-①	77	101	73	70	69

【事業の方策】

市の委託施設における受け入れ人数には余裕がある状況ですが、預かり時間の拡大については必要に応じ検討していきます。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、保育園までの送迎、保育園終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行います。

(単位:人日)

茅野市全域	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	884	871	859	844	823
②確保方策	123	218	430	633	823
②-①	▲761	▲653	▲429	▲211	0

【事業の方策】

茅野市社会福祉協議会のシャララほっとサービスの事業の1つとして子育て支援サービスを行っているが、協力会員に限られているため利用希望に対応できていない状況です。市の事業としての位置付けを明確にし、運営形態を直営または委託とするか検討したうえで、協力会員の確保に努め実施します。

⑧妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦検診）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施し、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位:人)

茅野市全域	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	432	432	377	370	367
②確保方策	432	432	377	370	367
②-①	0	0	0	0	0

【事業の方策】

母子手帳の交付の際に、事業の内容についての説明を行い、妊婦が希望する医療機関において実施しています。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位:人)

茅野市全域	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	492	480	480	419	411
②確保方策	492	480	480	419	411
②-①	0	0	0	0	0

【事業の方策】

乳児家庭全戸訪問は市内4エリアの保健福祉サービスセンターで実施します。

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位:人)

茅野市全域	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	172	171	171	161	154
②確保方策	172	171	171	161	154
②-①	0	0	0	0	0

【事業の方策】

乳幼児健診や保護者からの相談等により養育支援が必要と判断した家庭に対し、市内4エリアの保健福祉サービスセンター、こども課、発達支援センターで実施します。

⑪利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、相談・助言を行いながら、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【事業の方策】

こども課が窓口となり、子育て支援事業に関わる各種講座や、未就園児交流等の情報発信を行います。また、子育ての相談窓口として、必要な支援、助言を行っていきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【事業の方策】

関係機関と調整し、事業の実施について検討していきます。

⑬多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

【事業の方策】

幼児期の学校教育・保育の提供については、既存の施設での提供が可能となっております。今後も、今ある施設を最大限活用しながら、教育・保育事業の推進を図ります。

4 教育と保育の一体的提供に関する考え方と推進体制

(1) 認定こども園の設置数、設置時期と普及に係る考え方

質の高い幼児期の教育と児童の社会性を育むため、3歳以上児全員が入所できる認定こども園へ移行の検討を進めます。

平成27年度から移行の検討期間とし、地域の実情に合わせて順次対応していきます。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割および推進方策

保育所保育指針と幼稚園教育要領及び認定こども園教育・保育要領を参考に、「茅野市の保育・幼児教育」を定義し実践します。乳幼児期の発達の特徴や発達過程を考慮し、一人一人を尊重した援助を行い、人間形成の基礎となる豊かな心と望ましい未来をつくり出す力の基礎を培います。

保育園等の空き部屋を利用して行う子育て支援や相談体制を強化します。親子で気軽に利用でき、仲間同士の交流や情報交換を行い、子育てが楽しいと感じる育児支援を行います。

(3) 幼保小連携の取り組みの推進

茅野市幼保小連携推進計画に基づき、幼児期から児童期への移行について、保育園、幼稚園、学校、家庭が相互理解を深めながら、接続期における子どもの滑らかで、連続的な育ちを支えます。

(4) 0～2歳に係る取組と、3～5歳に係る取組の連携に関すること

地域型保育事業を実施しないことから、0歳～2歳の保育園入所者が継続して保育園を利用することが可能です。

5 計画の推進

本計画の推進にあたって、茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例の趣旨に沿って、保育園・幼稚園・学校・企業・地域と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを進めていきます。

また、社会情勢の変化にも柔軟に対応し、事業に反映します。

本計画の取り組みを評価するため、第2次こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）に示してある目標達成シートを利用して評価を行います。

— 茅野市こども・家庭応援計画 —

どんぐりプラン

平成 27 年 3 月発行

発行 茅野市・茅野市教育委員会
企画・編集 茅野市塚原二丁目6番1号
TEL0266-72-2101（代表）
茅野市ホームページアドレス
<http://www.city.chino.lg.jp>



どんぐりプラン推進大使

ちーぼ